

◎高知市入札・契約制度基本方針推進計画

令和7年4月

高知市契約課

I 計画策定について

高知市では、平成 22 年 11 月に外部有識者による高知市入札・契約制度検討委員会から「高知市入札・契約制度基本指針(提言書)」が市長に提出されたことを受け、この提言をもとに、平成 23 年 3 月に「高知市入札・契約制度基本方針」(以下「基本方針」という。)及び「推進計画」を策定し、5 年間の計画として、これらに基づき、入札・契約制度の見直しを行ってきた。また、この「推進計画」には、雇用環境の安定や社会貢献度の高い企業への発注など、本市の公共調達の理念を宣言した「(仮称)高知市公共調達基本条例」の制定について、盛り込まれており、その後、「高知市公共調達基本条例」が策定され、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。

平成 26 年 9 月市議会定例会において、議員提案により、高知市公共調達基本条例が一部改正され、いわゆる公契約条例として、労働報酬下限額の支払義務等を盛り込んだものとなり、平成 27 年 10 月 1 日に施行された。

以降、「基本方針」及び「推進計画」は、平成 28 年 4 月と令和 2 年 4 月の改定を経て、令和 7 年 3 月までの本市の公共調達に関する方向性を示してきた。

このたび、これまでの入札・契約制度の見直しの成果や新たに検討すべき具体的な項目を盛り込み、「推進計画」の改定を行うこととした。

今後は、この「推進計画」に沿って、入札・契約制度の見直しに取り組んでいく。

II 計画期間

計画期間は 2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 か年とする。

III 構成

計画の構成は、基本方針に掲げた「基本目標」を重点目標とした上で、「個別目標」を掲げ、それぞれの「個別目標」に対して、「現状」、「施策」、「工程」、「主な部署」を説明するものとなっている。

Ⅳ 個別目標一覧

基本目標	1 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立
------	--------------------------

- (1) 一般競争入札の拡大
- (2) 特命随意契約の適正な運用
- (3) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大
- (4) 入札・契約事務の電子化
- (5) 契約情報の公表
- (6) 不正行為の防止

基本目標	2 公共調達における社会的価値の実現，品質と適正な履行の確保
------	--------------------------------

- (1) 総合評価落札方式・プロポーザル方式など価格以外の評価による調達の推進
- (2) 業務委託における予定価格及び最低制限価格の適正な設定
- (3) 履行検収体制の充実

基本目標	3 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立
------	-----------------------

- (1) 地元優先発注と競争性の確保の両立
- (2) 社会的貢献度の高い企業への発注
- (3) 雇用環境安定への具体的施策の実施

Ⅴ 個別目標に対する施策等

基 本 目 標	1 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立
---------	--------------------------

個別目標

(1) 一般競争入札の拡大

競争性を向上させ、契約手続の透明性の確保と不正行為の排除を図るため、一般競争入札の対象範囲を拡大する。

現 状

建設工事（土木一式）

予定価格 500 万円以上

建設工事（上記以外）

予定価格 130 万円超

建設コンサルタント業務

予定価格 100 万円以上

物品購入・業務委託等

一部の契約で実施

施 策

土木一式工事について、地域別の発注件数や業者別の受注状況等の分析・課題整理を行い、他工種と同様に 130 万円超の調達に一般競争入札を拡大する。

建設工事の事業者について、ランク別の業者数の偏りの状況を踏まえ、発注標準の見直しを検討する。

建設コンサルタント業務について、50 万円超の調達に一般競争入札を拡大する。

物品購入・業務委託について、競争性の確保や履行実績の担保等の必要に応じて一般競争入札を適用する。

(課題)

土木一式工事の円滑な施工には、特に地域や地域住民との関係性や実情の把握が重要となることから、一般競争入札の拡大に当たっては入札参加条件の地域要件の設定には慎重な検討が必要となる。

工 程

内 容	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度以降
土木一式工事	検討	準備	実施		
建設コンサルタント業務	検討	準備	実施		
発注標準の見直し（随時）	検討				

主な部署

契約課（全庁）

(注) 工程内の矢印の線について

- 計画期間内で試行、実施を行う期間
- すでに十分なレベルまで目的を達成しているが、重要な施策であり今後も引き続き実施する施策
- 計画期間内で準備、検討を行う期間

個別目標

(2) 特命随意契約の適正な運用

特命随意契約の適用については、「高知市随意契約ガイドライン」に基づく運用を徹底し、部局審査会において均一化した審査を行うことにより、適正な運用に努める。また、価格及び契約方法的確性に関する検証・見直しを継続的に行い、適正な契約手続の確保に努める。

現 状

特命随意契約の適用については、「高知市随意契約ガイドライン」に沿った運用及び特命随意契約部局審査会による審査を行うとともに、契約情報の公表を行っている。

施 策

- ・ 特命随意契約の適用については、「高知市随意契約ガイドライン」に基づく庁内での解釈を統一するなど、適正な事務執行の継続に努める。
- ・ 部局間の特命随意契約部局審査会による審査の均一性を保つため、特命随意契約の適用理由等のモニタリング等の取り組みを継続する。
- ・ 随意契約による調達の実施の透明性を確保するため、契約締結後に契約内容や随意契約理由を引き続きホームページ等で公表する。
- ・ 高知市随意契約ガイドラインの改訂を行う。

工 程

内 容	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度以降
高知市随意契約ガイドラインに沿った運用	● 実施				→
契約情報の公表	● 実施				→
高知市随意契約ガイドラインの見直し	● 検討	● 改訂			→

主な部署

契約課（全庁）

個別目標

(3) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大

ダンピングによる受注排除の実効性を高める観点から、総合評価落札方式により発注する工事にのみ低入札価格調査制度を導入してきたが、一般競争入札の一部にも拡大することにより、低価格で適正な施工の工事を確保していく。

現 状

「高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領」に基づき、総合評価落札方式により請負契約を締結しようとする建設工事を対象に制度を運用しているが、令和 3 年度の制度開始以降、事業者から当該制度による低入札価格調査実施の申し入れがない状況が続いている。

施 策

- ・ 総合評価落札方式の拡大に連動し、低入札価格調査制度の対象工事も拡大する。
- ・ 今後の低入札価格調査の実施状況等を踏まえ、一般競争入札への適用拡大を検討する。

(課題)

- ・ 低入札価格調査を実施する場合、約 2 週間程度の期間を要することになり、工事の竣工に影響が出ることも想定されるため、当該制度の対象工事は計画的な発注が求められる。

工 程

内 容	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度以降
低入札価格調査制度の対象拡大	● …… 検討※	……	……	……	……→

※ 令和 3 年度の低入札価格調査制度導入以降、低入札価格調査を実施した事業者はないが、計画期間における調査実績等を踏まえ、随時、対象拡大を検討する。

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課

個別目標

(4) 入札・契約事務の電子化

透明性の高い入札・契約制度の確立や入札参加者の負担軽減を図るため、入札・契約事務の電子化を推進していく。

現 状

- ・ 建設工事及び建設コンサルタント業務の一般競争入札の全てに電子入札を実施している。
- ・ 物品調達については、オープンカウンター方式（ホームページを利用した公開見積競争）を実施している。
- ・ 契約課が直接発注する建設工事、建設コンサルタント業務及び物品調達に係る契約事務及び契約情報の管理は、契約管理システムにより行っている。
- ・ 契約相手方からの希望により電子契約による契約を行っている。

施 策

- ・ 一般競争入札の拡大と連動して電子入札の拡大を実施する。
- ・ 本市が独自に構築した電子入札システムについて、県が検討している「電子入札システムの市町村との共同利用」に変更することについて、業者の利便性や本市財政への影響等も考慮の上、検討する。
- ・ オープンカウンター方式については、事業者の認知度や参加率等を検証し、引き続き周知に取り組んでいく。
- ・ 入札・契約情報のホームページへの掲載方法について、見やすさ等の研究を行う。
- ・ 電子契約については、事業者に対して利便性の向上や費用負担の軽減等のメリットを継続的に周知し、利用件数の拡大を図る。

工 程

内 容	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度以降
電子入札システム共同利用	● 検討※				▶
オープンカウンター方式の周知	● 実施				▶
電子契約の利用促進	● 実施				▶

※ 電子入札の共同利用には、市の契約管理システムや財務会計システムとの連携が不可欠であり、システム改修に係る財政面の負担や確実な入札・契約情報管理が確認された後、共同利用への移行を進める。

主な部署

契約課

個 別 目 標

(5) 契約情報の公表

入札・契約手続における公平性・公正性・透明性の確保のため、契約情報の公表を行う。

現 状

- ・ 工事契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」等に基づき、契約情報の公表を行っている。
- ・ 物品購入、業務委託等は、「高知市入札又は随意契約により締結した契約情報の公表に関する要綱」に基づき、契約情報の公表を行っている。

施 策

- ・ 法令や要綱に基づき、引き続き契約情報の公表を行う。

工 程

内 容	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度以降
契約情報の公表	● 実施				▶

主な部署 契約課 （全庁）

個別目標

(6) 不正行為の防止

入札等における企業間の公平な競争を阻害する談合行為や、建設業法や労働安全衛生法など関係法令に違反する行為を排除することで、本市の公共調達における公平・公正性の確保を図る。

現 状

- ・ 法令等違反行為の内容や関係機関からの処分内容を勘案し、高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置等を行っている。
- ・ 総合評価落札方式の評価基準において、過去に指名停止を受けた事業者に対して、評価点を減ずることで、コンプライアンス確立の動機付けを行っている。

施 策

- ・ 法令等違反行為に関しては、高知市競争入札指名停止措置要綱に基づき、適正かつ迅速な指名停止措置を実施する。
- ・ プロポーザル方式においても、総合評価落札方式と同様に法令等違反を行った事業者に対して評価を減ずるべく、「高知市プロポーザル方式契約事務の手引き」（内部運用マニュアル）の見直しを行う。
- ・ 研修等を活用し、職員に対して談合等防止に関する啓発に努める。

工 程

内 容	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度以降
高知市プロポーザル方式契約事務の手引きの見直し	●――● 検討準備	●―― 改訂			――→
談合等防止に係る啓発	●―― 実施	――	――	――	――→

主な部署

契約課（全庁）

個別目標

(1) 総合評価落札方式・プロポーザル方式など価格以外の評価による調達の推進

建設工事においては、「価格」と「価格以外の評価」を総合的に評価する落札方式である総合評価落札方式による調達を推進し、技術革新や環境配慮、担い手の確保等の社会的ニーズの高まりに対応するため評価項目の追加や見直し等を検討するとともに、建設コンサルタント業務について、総合評価落札方式を導入する。また、委託業務においては、プロポーザル方式の効果的な活用を行うとともに、制度運用について研究していく。

現 状

- ・ 原則、請負対象金額が 1 億 5,000 万円以上の建設工事については、「施工計画型」、「企業評価型」いずれかの総合評価落札方式により受注者を決定している。
- ・ 委託業務の多様化に伴い、受注事業者を企画提案内容の評価により選定する方式が増加しており、「高知市プロポーザル方式契約事務の手引き」に基づき、発注を行っている。

施 策

- ・ 価格以外の評価による調達の推進を図るため、請負対象金額が 1 億円以上の建設工事について総合評価落札方式を適用する。また、県や他自治体の運用動向を踏まえ、更なる拡大を検討する。
- ・ 総合評価落札方式に係る評価方法については、国・県等の状況を調査・研究し、技術革新や環境配慮、担い手の確保など社会的ニーズの高まりに対応する事業者を評価するため、適時、評価項目の追加・見直しを検討する。
- ・ 建設コンサルタント業務について、令和 6 年度から総合評価落札方式を実施する高知県等の手法を参考に本市においても導入する。
- ・ プロポーザル方式の効果的な活用を行うとともに、引き続き先進的な事例の収集等により、制度運用についての研究を幅広く行う。

工 程

内 容	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度以降
総合評価落札方式の対象拡大	● 実施				
評価項目の追加・見直し（随時）	● 検討				
建設コンサルタント業務への 総合評価落札方式の適用	● 検討 準備	● 実施			

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課

個別目標

(2) 業務委託における予定価格及び最低制限価格の適正な設定

業務の品質や適正な労働環境等を確保するため、適正な価格での発注に努めるとともに、過度な価格競争により適正な業務履行に支障があると判断する場合は、最低制限価格の設定も検討する。

現 状

- ・ 庁舎等の清掃，浄化槽の保守点検及び清掃，人的警備業務及び貯水槽清掃点検業務においては，最新の労務単価を含めた，共通積算基準を設けるとともに，最低制限価格も積算基準により予め設定する方式をとっている。
- ・ プール浄化装置保守点検では，入札価格の下位5者の平均の8割を最低制限価格とする方式をとっている。

施 策

- ・ 共通積算基準を適用する業務については，落札率等を検証し，引き続き予定価格及び最低制限価格の適正な設定に努める。
- ・ 発注部署により，異なる積算基準が混在する「消防設備点検業務」について，公正な発注及び適正な業務履行を目的とし，共通積算基準を導入する。
- ・ 樹木剪定・浚渫等の労務費を主体とする業務委託については，落札率等を検証の上，必要に応じて最低制限価格の設定を検討する。

工 程

内 容	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度以降
予定価格等の適正な設定	● 実施				→
消防設備点検業務の積算基準導入	● 検討	● 準備	● 実施		→

主な部署

契約課（全庁）

個 別 目 標

(3) 履行検収体制の充実

建設工事、物品購入・業務委託等とともに要綱、要領に基づき適正な検査事務を行っているが、物品購入・業務委託等については、契約の締結から履行、検査に至る全過程を通して、適正な管理、検査が実施できるよう履行検収体制の充実を図る。

現 状

- ・ 建設工事及び建設コンサルタント業務については、「高知市請負工事検査実施要綱」、「高知市土木・建築設計等委託業務検査要綱」に基づき検査事務を行っている。
- ・ 物品購入・業務委託等については、「高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領」に基づき検収・検査事務を行っている。

施 策

- ・ 建設工事及び建設コンサルタント業務については、「高知市請負工事検査実施要綱」、「高知市土木・建築設計等委託業務検査要綱」に基づき、引き続き適正な検査事務を行う。
- ・ 物品購入・業務委託等については、職員の経験年数等に関わらず、適正な管理、検査ができるよう、「高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領」の説明、様式を改善するとともに、庁内研修等を通して職員の適正な検査事務の理解に繋げる。

工 程

内 容	令和7年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度以降
適正な検査事務の実施	● 実施				
物品購入・業務委託等の検査事務取扱要領の改善	● 検討		● 実施		

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課 （全庁）

個別目標

(1) 地元優先発注と競争性の確保の両立

調達においては、市内企業への優先発注を原則とするが、競争性を確保するために市外企業も含めた調達を行う場合は、本市との契約実績や、地元雇用、市税等の納税状況など、本市への貢献度を考慮する等、地域経済と雇用環境に配慮した調達に努める。

現 状

本市に本社を置く市内企業への優先発注を原則とし、市内企業のみでは競争性が確保できない場合に、市外企業を含んでの調達を行っている。

施 策

- ・ 市内企業への優先発注を原則とする。
- ・ 地元雇用、市税等の納税など、本市への貢献が認められる者を加えて、競争性を確保する。
- ・ 総合評価落札方式やプロポーザル方式においては、市内企業や地域貢献への加点を行う。

工 程

内 容	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度以降
地元優先発注と競争性の確保	● 実施				▶
市内企業や地域貢献への加点	● 実施				▶

主な部署

契約課 技術監理課 工事所管課（全庁）

個別目標

(2) 社会的貢献度の高い企業への発注

入札参加資格要件や総合評価落札方式においては、環境、福祉、雇用、地域貢献、担い手の育成、女性活躍の支援等の観点で評価を行うとともに、南海トラフ地震など大規模災害の発生時の対応に備え、災害時の対応力や災害復旧の実績についても評価を行うなど、社会的貢献度の高い企業への発注を推進していく。

現 状

環境、福祉、雇用、地域貢献、担い手の育成、女性活躍の支援、災害協力（協定）の分野で企業に期待する事項を、総合評価落札方式の評価項目や、工事業者の等級格付の加点要素、物件等の調達に係る入札参加者の指名基準に取り入れること等により、社会的貢献度の高い企業への発注に努めている。

施 策

- ・ 現行の総合評価落札方式や入札参加資格における社会的貢献度について、引き続き評価を行うとともに、国や県等の制度も参考に評価基準の拡大に向けた検討を行う。
- ・ 建設業界の担い手不足対策の一助として、総合評価落札方式の評価項目として「賃上げを実施する企業に対する加点」を追加することを検討する。
- ・ 女性管理職の割合が高い企業に対する評価項目を追加することを検討する。
- ・ 地域振興、地方創生や地域防災に資することを目的に、「本市と包括連携協定を締結する企業」に対する評価項目を追加することを検討する。

工 程

内 容	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度以降
社会的貢献度の高い企業の評価	● 実施	----->			
賃上げ実施に係る評価項目追加	●----->●----->●----->●-----> 検討	準備	試行	実施	----->
包括連携協定に係る評価項目追加					
女性管理職比率に係る評価項目追加					

主な部署

契約課

個別目標

(3) 雇用環境安定への具体的施策の実施

労働者の賃金水準の確保の観点からも、ダンピングの防止に向けて、適正な積算基準に基づく予定価格の算定や、最低制限価格の見直しを進めていく。また、高知市公共調達条例に基づき、特定契約制度の運用のモニタリングを継続して行うとともに、建設工事の契約に導入している労働環境等報告書による確認事項について、物件・業務委託等において確認する手法を検討する。

現 状

- ・ 高知市公共調達条例に基づき、労働報酬下限額以上の賃金支払いを義務付ける特定契約制度を実施している。
- ・ 一般競争入札による請負対象金額 1,000 万円以上の建設工事において、労働環境等報告書の提出を求め、労働環境等を確認している。

施 策

- ・ 特定契約制度及び労働環境等報告書の運用を通じて、雇用環境安定の施策展開を図っていく。
- ・ 高知市公共調達条例の理念に基づき、特定契約制度の運用状況のモニタリング，社会情勢や資材単価等の動向，地域における労働環境等に係る情報収集を行い，「高知市公共調達審議会」での諮問内容を踏まえ，適正な労働報酬下限額を設定する。
- ・ 本市における労働者の雇用環境安定を目指し，特定契約制度の適用の拡大を検討・実施する。
- ・ 建設工事関連の契約に関して，電子化が予定されている建設業退職金共済制度の動向に注視し，同制度の適正な運用につなげていく等，雇用環境安定に資する制度を検討する。

工 程

内 容	令和7年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度以降
高知市公共調達条例（特定契約制度）の運用（モニタリング）	● 実施				
特定契約制度の適用拡大	● 検討		● 実施		
雇用環境安定に資する制度の検討（随時）	● 検討				

主な部署

契約課（全庁）